

議案第22号

宝塚市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 改正条例の概要について

1 概要

児童福祉法において、市町村は国が定める基準に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を条例で定めることとされている。「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第96号）」が公布され、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、「宝塚市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」についても同様の改正を行うとともに、その他所要の整理を行う。

2 施行日

令和8年4月1日。ただし、第21条第3項の改正規定（「。以下「認定こども園法」という。」を削る部分に限る。）は、公布の日から施行する。